

役員報酬および費用弁償規程

社会福祉法人はばたき

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はばたき（以下、「法人」という。）の役員の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 非常勤の法人の役員が理事会および評議員会以外の日において、週1回以上、法人業務（全体統括、各種会議出席）および法人が実施する障害福祉サービスの事業（以下、「事業」という。）の運営のための業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、月額50,000円とする。

(支給日)

第3条 役員の報酬は、毎月5日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に、銀行振り込み若しくは現金支給で支払う。

(出張旅費)

第4条 役員が、法人の業務のために出張したときは、旅費規程に準じて、旅費を支給することができる。

(適用除外)

第5条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改正)

第8条 この規程の改正については、評議員会の承認を経なければならない。

付則

この規程は、平成24年5月30日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

付則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。